

令和2年4月10日

神川小学校保護者の皆様

京都市立神川小学校  
校長 松本 和文  
(電話921-0154)

## 臨時休業期間中の登校日等への対応について（登校日中止等）

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本校では本日から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業とし、4月8日付けの「神川小だより4月号」でご案内したとおり、臨時休業期間中に登校日を設定していたところです。

こうした中、本日、京都市長・京都府知事が共同記者会見を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の指定地域に京都府を指定するよう国に対する要請が行われました。これは、京都府内では、新規感染者数が前週の1.8倍になったほか、人口1万人当たりの患者数は全国で5番目となっており、特に、この1週間で、感染経路不明の患者数が9人から30人に大幅に増加するなど、既に、緊急事態宣言が出された7都府県と比べても厳しい状況にあることからのものです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、臨時休業期間中「登校日」等について「家庭訪問や電話等による確認・指導」に変更する方針が示されました。

これを受け、本校でも下記のとおりに対応をすることといたしますので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### (1) 登校日について

5月6日（水）までの臨時休業期間中、実施することとしていた「登校日」については、全て中止といたします。

#### (2) 臨時休業期間中の児童への健康観察等について

ア 子どもたちの生活・健康面や学習面での状況確認の重要性を踏まえ、1週間に1回程度、家庭訪問や電話等で、確認・指導を行います。

各ご家庭への家庭訪問等に当たっては、事前に各ご家庭にご連絡させていただきます。

イ 家庭訪問は、マスク着用等、感染拡大防止対策を行って実施させていただきます。

#### (3) 特例預かりの実施について

「特例預かり」は、既にお知らせしている予定どおり実施いたしますが、緊急事態宣言地域への指定の要請の趣旨を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をいただきますようお願いいたします。変更される場合は、学校までご連絡ください。

#### (4) 臨時休業期間中の学習課題について

再度、長い臨時休業となりますので、5月6日（水）までの学習課題を学年ごとに準備いたします。（臨時休業1週目の学習課題をすでに学校で9日にお渡ししている学年もあります。）14日（火）から、平日の午前9時00分から午後5時00分の間に、保護者の皆様に学校にお越しいただき、お持帰りいただけたらと思います。お忙しいところ申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。（場所は、家庭科室です。）